

九州ルーテル学院大学社会調査士資格取得に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、履修規程（第4条及び第4条の2）の規定に基づき、社会調査士資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修科目及び単位数)

第2条 社会調査士資格を取得する者は、在学中に必要な科目として、別表1に定める科目を修得しなければならない。

(履修方法)

第3条 前条に定める授業科目の履修方法は、学則並びに履修規程及び本規定の定めるところによる。

(履修要件)

第4条 社会調査士資格を取得するための履修要件は、学則並びに社会調査士認定規則に従い所定の科目を修得しなければならない。

2 社会調査士資格取得に必要な科目を履修できる者は、次のとおりとする。

(1) 心理臨床学科に所属する者

(2) 人文学科に所属する者で、心理社会調査副専攻を登録し、修了見込みの者

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。また、この規定は、2023（令和5）年度以降に入学した者について適用する。

附 則

この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。また、この規定は、2024（令和6）年度以降に入学した者について適用する。

別表1

社会調査の基本的事項に関する科目	開設科目	形態	単位数	
			必修	選択
【A】社会調査の基本的事項に関する科目	社会福祉調査の基礎	講義	2	
【B】調査設計と実施方法に関する科目	心理測定法	演習	2	
【C】基本的な資料とデータの分析に関する科目	データサイエンス基礎 I	講義	2	
【D】社会調査に必要な統計学に関する科目	心理学統計法	講義	2	
【E】多変量解析の方法に関する科目	データ解析演習	演習		2※ いずれか 選択必修
【F】質的な調査と分析の方法に関する科目	質的研究の技法	演習		
【G】社会調査を実施に経験し学習する科目	人間科学研究実習	実習	2	

※科目 A・B・C・D・G は、必修とする。また、E と F はいずれかを選択必修とする。

※科目 G は、履修者数が多い場合に履修者を選抜することがある。